



性暴力被害者の正義を実現するには修復的司法（Restorative Justice）が必要か：
近年の英語圏の議論を中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小松原, 織香 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002913

性暴力被害者の正義を実現するには修復的司法 (Restorative Justice)が必要か

—近年の英語圏の議論を中心に—

小松原織香*

はじめに

近代刑事司法において、長らく被害者は疎外されてきた。証言を求められることはあるものの、刑事司法裁判では主体的に関わることが制度上の理由で不可能であった。第二次世界大戦後の被害者学の勃興と時を同じくして、被害者が紛争解決に関わる権利の重要性が認識され始めた。こうした国際的な刑事司法の潮流の中で提起されてきたのが Restorative Justice (以下、RJ と略す) である。RJ は日本語では「修復的司法」「修復的正義」などと訳される。RJ は新しい紛争解決のアプローチであり、被害者と加害者の関係に焦点を置く。当事者による主体的な紛争解決を目指すのである。被害者を中心にして議論を展開した場合¹、RJ 推進者は「RJ の観点から紛争解決を行うことが、被害者の正義を実現する」と考える。

他方、性暴力事例においては、RJ の実践の導入に対してセラピストからの慎重論が根強い。RJ の議論の中でも、性暴力は他の一般犯罪と分けられている。近年は西欧先進国を中心に、性暴力被害者にも RJ が有益であるという実証研究が蓄積されつつある。しかしながら、性暴力事例における RJ 実践に根ざした正義論は、キャサリン・デイリーが端緒となる研究論文を 2014 年に発表したにとどまっている²。

ところで、日本においてはそもそも性暴力事例に適用された RJ の研究がほとんど存在せず、このことが大きな問題であると考えられる。また、国際的な議論の蓄積においてもまったく共有されていない³。したがって、本論文ではこのテーマにつ

* 大阪府立大学大学院人間社会学研究科博士後期課程 (人間科学専攻)

¹ RJ への根強い批判として、「加害者の更生・社会復帰」を中心にした実践であり「被害者への補償・配慮」が軽視されているという批判がある。そのため、RJ の研究者は被害者を中心にした研究を積極的に展開せざるをえなかった。本研究では、被害者を中心にした議論を扱うこととする。

² Daly (2014) なお日本語文献では岡野(2012)がジェンダーの視点から正義論を再考しており RJ にも言及しているが、性暴力事例における RJ 実践には言及していない。

³ 海外の性暴力事例における RJ 実践を紹介した文献としては、平山(2010)、小松原(2013)がある。しかしながら、

いての英語圏の代表的な議論を紹介したうえで、それらを批判的に考察することを第一の目的とする。そのうえで、筆者独自の視点からこの問題に迫っていくための萌芽的な議論を論文末尾において行うこととしたい。本論文全体として、先行研究の検討に大きな紙幅が割かれることになるが、それは以上のような理由による。

第一章では、一般的な犯罪事例において、被害者を重視した RJ の議論の展開を概観する。第二章では、性暴力に特化した RJ の論争を取り上げる。RJ 推進者のキャサリン・デイリーとセラピストのアニー・カズンズの論争を追う。第三章では、デイリーが RJ 実践を踏まえて新たに展開する正義論を考察する。第四章では、今後の展開を示す。宗教性・スピリチュアリティという課題が、非西洋社会から RJ に光を当てた際に浮き上がってくるだろう。

第一章 「正義」から「心理」へ ―初期 RJ の思想から心理学調査へ―

RJ 推進者のハワード・ゼアは 1990 年に *Changing Lenses: A New Focus for Crime and Justice* を出版した。この著作は世界中で愛読され RJ の古典とも言える文献になっている。ゼアは少年司法に携わる中で「近代の刑事司法は正義を実現していないのではないか」という疑問をもった。そして、新たな紛争解決の実践が必要だと考えた。それが RJ である。被害者の視点からゼアの RJ の思想を読み解いたときに重要なのが「正義のニーズ」の議論である。

ゼアは被害者には「正義のニーズ」があると主張する。「正義のニーズ」とは、「第三者による罪の承認」と「再犯防止」を求めるニーズである。そのために被害者は「罪を確定し、悪を正すための手続き」に参加しなければならない。この手続きへの参加をゼアは「正義の経験」と呼んでいる。ゼアは次のように述べる。

〈実際に正義をこの身で味わい、経験すること〉は悦ばしいことではないかもしれない。しかしながら、私たちは正義が[受動的に]自分にもたらされたというよりは、[能動的に]実現されたということを知るだろう。単なる〈正義〉ではなく〈経験としての正義〉が実現されるのである⁴。

論争の内容には踏み込んで論じていない。

⁴ Zehr(1990), p.204. (翻訳、205 頁。小松原が一部の訳を改変し、読みやすいように山括弧を付け加えた)。以下、同様に用文での角括弧、山括弧は小松原が適宜付け加えている。

ゼアは、近代の刑事司法が被害者を排除していることを指摘する。刑事司法では法律の専門家が集まって加害者を取り囲み、罪を確定して悪を正すための罰を与えることを決める。専門家たちが法律的な罪の概念を基にして刑事司法を支配しているのだ。その過程に被害者は参加できない。したがって、被害者にとって「何が起きたのか」「何を感じているのか」を日常的な自分の言葉で語る場がない。刑事司法では被害者の主観的な経験や感情は疎外され、加害者の行為が法律に沿って罪であるかどうかを決定される。ゆえに正義が刑事司法の制度の中で実現されたとしても、被害者自身は実感を持ってない⁵。これがゼアの指摘する「被害者が正義の経験から疎外されてしまう」という事態だ。刑事司法では正義のニーズが満たされない。そこでゼアはRJによる新しい紛争解決のあり方の拡大を訴えた。

同様に近代刑事司法を鋭く批判したのは、ノルウェーの犯罪学者ニルス・クリスティである。クリスティは1977年に発表した論文“Conflict as Property”で、近代刑事司法が法律の専門家に支配されており、一般市民の手から紛争が奪われていると主張した。クリスティによれば「紛争は財産⁶」である。本来的な紛争解決では、「犯罪によって何が失われたのか」は、法律の条文ではなく個別の事情に照らし合わせて勘案しなければならない。被害者と加害者の富や所属、出自や生活習慣にいたるまでを調べ、なぜ犯罪が行われたのかを検討するのだ⁷。そして被害者に対しては、最初に「加害者は何ができるのか」を考え、次に地域の隣人ができる補償を考える。さらに加害者は罰を受け、更生の道を歩む⁸。クリスティは、この紛争解決のプロセスが「人間関係を考え直し、より豊かにするきっかけになる」と考える。そのため、市民による被害者-加害者法廷を行い、紛争という財産を共有していかなければならないと主張する⁹。クリスティはこの論文の段階ではRJという語は用いていない。しかしながら、RJの推進者には大きな影響を与えた。また、ノルウェーにおいて全国的に広まっているRJ実践の理論的基礎づけとなった。

他にもニュージーランドではマオリ評議会が、近代刑事司法を批判しRJの導入

⁵ Ibid., p.72. (翻訳、78頁。)

⁶ Christie(1977), p.7.

⁷ Ibid., p.8.

⁸ Ibid., pp.9-10.

⁹ Ibid., p.11.

を提言した。植民地支配でマオリの人々の伝統的な紛争解決は破壊されてしまった。伝統的な紛争解決は「認知すなわち「頭で考えること」から、感情すなわち「心で感じること」への議論の移行を作り出す¹⁰」とマオリ評議会は主張する。裁判官や警官や陪審のメンバーは白人であり、マオリの人々にとって自分とかけ離れた存在である¹¹。RJであれば、伝統的な紛争解決のように加害者も耳を傾けて心を開くことができるという。また、排除されたと感じる被害者も、十分に話をして紛争解決の手続きに参加することで、これからの自分たちの未来が安全なものだと考えられる¹²。そのためにRJ実践の導入をマオリ評議会は推進した。実際にニュージーランドでは国家の刑事政策にRJが取り入れられている。マオリに限らず、先住民族の伝統的な紛争解決をRJとして推進していく試みが世界中に広まっていった。

以上のように初期のRJの思想家たちやマイノリティグループは、近代刑事司法の批判からRJの推進を始めた。「被害者の正義を実現するのにRJが必要だ」という主張をベースにして、実践が拡大して行ったのである。しかしながら、RJに対して被害者の支援団体は「本当に被害者の正義を実現するのにRJは必要か？」という疑問を提起した。その背景には、被害者の権利の主張を基にした、刑事司法改革を求める運動がある。1970年代に米国を中心として広まった被害者の権利運動は、厳罰化や被害者の裁判参加を求めて世論に訴えた。その結果、被害者への情報開示やVIS(Victim Impact Statement)¹³が導入された¹⁴。被害者を中心に議論を展開したときに、「RJではなく刑事司法こそが被害者の正義を実現する」という主張にRJ推進者たちは直面したのである¹⁵。

そこでRJ推進者たちは、心理学の尺度を用いて「刑事司法ではなく、RJこそが被害者の正義を実現する」という実証研究を開始した。代表的な例としてヘザー・

¹⁰ マオリ評議会、45頁。

¹¹ 同上、39頁。

¹² 同上、46頁。

¹³ 被害者が法廷で陳述をする制度。日本では被害者参加制度として、それに類似の制度が樹立された。

¹⁴ 米国の被害者の権利運動についてはElias(1986)などが詳しい。

¹⁵ 日本においてもこの問題は長らく論争になっており、被害者遺族の代弁団体「全国犯罪被害者の会 NAVS」(旧「あすの会」)はRJ推進に反対の立場をとる(全国犯罪被害者の会 NAVS)。しかし、被害者遺族は一枚岩ではなく、片山(2006)、山口(2010)など、当事者の立場からRJ推進を表明するものもある。

被害者の視点を重視した研究は、RJ推進に批判的な立場の論文としては、長井(2003)が挙げられ、重大犯罪への適用に慎重論を述べている。それに対して鴨志田(2011)、鈴木(2008)、森田(2009)などが被害者支援の立場からRJ実践の可能性を探求している。

ストラングが行った RISE(Reintegrative Shaming Experiment)の研究が挙げられる。RISE は実験的なプログラムで、オーストラリアの首都キャンベラで起きた犯罪事件を RJ と刑事司法に無作為に振り分ける。そして両者の紛争解決の手続きを終えた後、被害者に対して心理調査を行う。その結果を比較分析したのがストラングの研究である。RJ に参加した被害者のうち、93%が「加害行為で何を失ったのかを説明する機会を得た」と答え¹⁶、88%が「自分の考えていることが表現できた」と答えた¹⁷。そして 85%は「要望が十分に反映された」と答えて高い満足度を示している¹⁸。さらに RJ に参加した 91%の被害者は謝罪を求めており¹⁹、実際に 72%が謝罪を受けた²⁰。そのうち 77%は「加害者からの謝罪は心からのものであった」と答えている²¹。また、トラウマを負いやすい暴力犯罪の被害者の苦痛を RJ が緩和していることもわかった。たとえば加害者に恐怖を感じている被害者は、RJ に参加する前には 38%いたが、参加後には 14%に減少している²²。

他方、オーストラリアの刑事司法では被害者への情報提供義務が課せられているにも関わらず、「情報提供が適切なタイミングで行われた」と答える被害者はたったの 14%である²³。起訴されたことを知らされたのは 27%で、加害者の処遇の結果が知らされたのは 18%である²⁴。そのため、刑事司法から被害者は依然として疎外されており、参加すらできていない。これでは被害者は満足するところではない。また 88%の被害者は謝罪を求めていた²⁵ が、実際に謝罪を受けたのは 19%²⁶だけである。その少数のうちでも、「加害者からの謝罪を心からのものであった」と答えるのは 41%²⁷だけである。

上のストラングの RISE の心理調査に基づく実証研究は、ゼアの主張を裏付ける

¹⁶ Strang(2002), p.122.

¹⁷ Ibid., p.125.

¹⁸ Ibid., p.125.

¹⁹ Ibid., p.114.

²⁰ Ibid., p.115.

²¹ Ibid., p.116.

²² Ibid., p.99.

²³ Ibid., p.119.

²⁴ Ibid., p.120.

²⁵ Ibid., p.114.

²⁶ Ibid., p.115.

²⁷ Ibid., p.116.

ものとなっている。刑事司法は被害者を疎外するため被害者の「正義のニーズ」を満たすことができない。RJ では被害者は主観的な経験や感情を語ることで満足している。さらに加害者は心から謝罪をし、第三者の前で罪が明らかにされ悪が正されることとなった。心理的な苦痛が減少している被害者もいる。そのため、被害者の「正義のニーズ」は満たされたと言える。RJ の主張は心理調査によって具体的な像を結び、実証研究によってより強いインパクトを持つことに成功した。

以上のように、初期の RJ 実践の強い動機には「近代刑事司法批判」と「正義の実現」があった。RJ の思想家たちやマイノリティグループは、RJ の実践により、近代刑事司法の問題を突破し、「正義」を実現しようとしたのである。それを裏付けるために実証研究が行われ、被害者の「心理」に焦点が当てられた。こうして、出発点には「正義」にあったはずの RJ の議論の重心は、被害者の視点を重視した結果、「心理」に移動した。「RJ は、ユートピア思想ではなく被害者にとって有用な紛争解決方法だ」と主張するためには心理学の知見が必要だったのだ。すなわち、一般の犯罪事例の場合は、「心理」の実証研究により「RJ は被害者の正義を実現するのに必要だ」という帰結に至ったのである。

第二章 性暴力事例の特殊性をめぐって —RJ 推進者とセラピストの論争—

性暴力事例の場合は、一般の犯罪事例よりさらに RJ への慎重論は強固であった。多くのセラピストは「たとえ一般的な犯罪では RJ が被害者のニーズを満たすとしても、性暴力事例には当てはまらない」と考えた。例えば、トラウマ研究の第一人者であるジュディス・ハーマンが挙げられる。ハーマンもまた論文“Justice from the Victim’s Perspective”において「近代刑事司法は被害者の正義を実現していない」と主張している。それに比べて、RJ は原理的には性暴力被害者の無実の証明をなし得る潜在力があるとハーマンは認める²⁸。他方、実践においては加害者志向だと指摘している。さらに、RJ の概念は議論を経て洗練されていってはいるが、被害者志向になることは非現実的だと述べる²⁹。ハーマンは性暴力事例に必要なのは、RJ の実践ではなく、コミュニティに対する啓発活動だと結論づけている³⁰。以上のような

²⁸ Herman(2005), p.578.

²⁹ *ibid.*, p.578.

³⁰ *ibid.*, p.599.

ハーマンの指摘をはじめとして、セラピストたちは安易な RJ 実践に警鐘を鳴らしている³¹。

本章では性暴力事例に特化して、「性暴力被害者の正義を実現するのに RJ は必要か」について、代表的な論争を取り上げる。性暴力事例への RJ 適用を推進するキャサリン・デイリーと、それに反論するセラピストのアニー・カズンズの論争である。口火を切ったのはデイリーで、2006年に *BJC(The British Journal of Criminology)* において “Restorative Justice and Sexual Assaults: An Archival Study of Court Conference Cases” を発表する。この論文はオーストラリアで行われた実態調査を基にした研究である。デイリーはデータを分析し、刑事司法よりも RJ のほうが有用であることを実証しようとしている。それに対してカズンズは、2008年5月に同じく *BJC* 上で “Restorative Justice and Child Offence: The Theory and the Practice” を発表した。カズンズは、セラピストの立場からデイリーに反論している。そして RJ よりも刑事司法が有用だと結論づけた。さらにデイリーが、同年7月に *BJC* 上で “Setting the Record Straight and a Call for Radical Change: A reply to Annie Cossins on ‘Restorative Justice and Child Sex Offence’” を発表した。この論文でデイリーはカズンズに反論している。デイリーもカズンズも「性暴力被害者の正義を実現したい」という共通の想いを持っている。しかしながら、両者は同じ調査を基にして全く違う結論を導き出し、議論は噛み合わずに平行線をたどる。

両者が基盤にしている実態調査はデイリーが立ち上げたプロジェクト SAAS(Sexual Assaults Archival Study) である。これはアデレードの少年法廷で行われた RJ と刑事司法の実践事例を比較分析したものだ。その結果をデイリーが論文中で報告している。少年の226事例(59%)が裁判に参加し、118事例(31%)が RJ のカンファレンスに参加し、41事例(10%)が訓告を受けた³²。その結果、再犯率は裁判が66%でカンファレンスは48%だった。また「(執行猶予も含んだ拘留などの) 責任をとるように脅す「青年脅迫(scare youth)」³³」の試みは、最も高い再犯率を

³¹日本においては小西(2006)がハーマン論文を引用しながら、性暴力事例はRJ実践から外すべきだと提言している。

³² Daly(2006), p.339.

³³ ‘Scared Straight program’ のこと。1970年代米国に非行少年に対して行われた犯罪抑止プログラム。成人刑務所について生々しく教えることで犯罪者の行く末の悲惨さを強調し、非行少年を更生させて犯罪抑止できると考えられ、実施されていた。実証研究が繰り返され、効果には疑問がもたれている。

示している(81%)」ことが明らかになった。次に裁判で有罪判決が出たのは32%にすぎない³⁴。さらに裁判は終結までカンファレンスの二倍の時間がかかり、被害者は平均6回の出席をしている。それにも関わらず、最終判決に出席しても半分近くの事例が訴訟棄却または訴訟取り下げになるとデイリーは指摘する。被害者が証言したのは14事例のみで、有罪判決が出たのは3事例だけだ³⁵。デイリーは以上のデータを分析して次のように述べる。

SAASの結果は性暴力への対応における公式の裁判過程の限界をあらわにしている。この限界は対立的な[刑事司法]制度に内在している。それは〈告訴された人が加害を否認する権利を持っていること〉と〈法律的な罪を確定する中では証拠を集めるハードルが極めて高いこと〉とである³⁶。

上のようにデイリーは、性暴力事例を刑事司法制度で扱うのは困難だと考えている。その理由は性暴力の多くが物証や証人を確保することが難しいことである。罪の確定の決定打を加害者の自白に頼らざるを得ない。しかしながら、刑事司法は被害者と加害者が対立する制度である。そのため、加害者は自己防衛のために否認する権利を持っている。性暴力事例においては、「加害者の否認」と「証拠がない」というのが有罪判決を阻む最大の難関である。

そこでデイリーは、RJによって「被害者と加害者の対立構造」を弱めようとしている。デイリーによれば、従来のRJの実践を俯瞰しても加害者は早期に罪を認める傾向がある。なぜなら、裁判をするよりも迅速に終結するし、公式な記録にも残らないからである。「否認して裁判に持ち込むより、RJで罪を認めるほうがよい」と加害者が考えるインセンティブがあるとデイリーは考えているのである³⁷。さらに、加害者の早期の自白を促すために「スティグマ化を避けること」をデイリーは提案する。デイリーは告発された少年が否認するのは、「レイピスト」や「性暴力加害者」と呼ばれるのを恐れているからだと考えている。もし、レイピストや性暴力加害者のスティグマを貼られれば、法的に施設に収容されるかもしれない。また、

³⁴ Ibid., p.347.

³⁵ Ibid., pp.351-353.

³⁶ Ibid., p.353.

³⁷ Ibid., pp.351-352.

日常生活でもいじめられたり、その土地で暮らせなくなったりするかもしれない³⁸。デイリーは、性暴力加害者が自白しないことをその人自身の性格や病理の問題にしない。「かれらは悪質で無責任だから自白しない」とは言わないのだ。代わりに、社会環境を自白しない理由に挙げる。社会的に厳罰化が進められ、性暴力加害者への攻撃や白眼視が厳しくなるほどスティグマ化は進む。そうなれば、スティグマを避けて性暴力加害者はいっそう自白しなくなる。だからこそ、「性暴力加害者のスティグマ化を減じることが必要だ」とデイリーは言うのである。デイリーはこの発想の転換を次のように述べている。

私はこの重大なアジェンダの変更を自白の増加（理想的には早期の自白）、[裁判における]事実証拠の必要性の低下、性暴力とその加害者に対する常軌を逸したスティグマ化の極小化という点から考えている。防衛行動を減らすためにはかれらのクライアントとしての権利の擁護をすることだけではなく、〈法律上〉ではなく〈事実上〉でクライアントが罪を認める価値を探求することが必要である。私はこのアジェンダの変更がすぐに実行されるとは期待していない。しかしながら、私は司法や裁判の改革を越えて広い性暴力の文脈を念頭に置きたい。児童性虐待は教会、病院、学校などの施設の中で起き、女性や子どもに対する暴力は紛争や戦争の地域で増大する。裁判や訴追についての個人化されたモデルは過去に起きた（個人間、施設内での）性的虐待や、集団的性暴力、離れた先住民共同体や、都市の少数民族集団、発展途上国の女性や子どもたちに対する暴力にはあまりにも貧弱だ。より変革的な補償や支援、制裁がアジェンダになるに違いない³⁹。

上で述べているようにデイリーは、性暴力とその加害者に対する視点も変えようとしている。このデイリーのアジェンダの変更の提案は、従来の「性暴力加害者の残虐さを強調し国家による処罰を厳しくさせようとする改革」から、「より柔軟な処遇を目指す改革」への変更の提案でもある。デイリーの提案が重要であるのはこれが性暴力加害者の権利の擁護だけではなく、より広い性暴力事例の拾い上げに貢献することだ。そのため刑事司法による有罪・無罪の確定ではなく、事実として加害

³⁸ Ibid., p.352.

³⁹ Daly(2008), p.560.

者が罪を認めることを促すことを優先する。

デイリーが RJ を推進する動機は被害者の正義を実現することであり、「正義のニーズ」を満たすことだと言えるだろう。だが、第一章で述べた一般の犯罪事例における RJ 推進者たちの議論とは発想が異なっている。かれらは「近代刑事司法が正義を実現していないこと」ことを問題視した。すなわち、刑事司法の原理的不備を追求するのである。他方、あくまでもデイリーは主眼を性暴力事例の拾い上げに置いている。性暴力では、「加害者の否認」と「証拠がない」という壁により、そもそも刑事司法の制度では正義が実現できない。だから、少しでも正義の実現がかなうように RJ を推進するのである。刑事司法批判ではなく、性暴力事例の拾い上げが目的である。そのため、デイリーはあくまでも刑事司法の補完として RJ を推進しようとしている。たとえば、デイリーが挙げるのは有罪答弁の改革である。現在行われている有罪答弁は「被害者の決まりきった質問に、加害者が棒読みで答える白々としたもの」だとデイリーは指摘する。それを、「被害者が自分の経験を思い切り語り尽くし、加害者が正直に事件について吐露する場にする」のである⁴⁰。デイリーは次のように言う。

私は〈性暴力の裁判による問題解決よりカンファレンスやそれに類する RJ がより一般的になる〉とは思わない。私は犯罪と被害へのより発展的な対応をすること、そして RJ がその一つの潮流であることについて考えることは価値があると思っている⁴¹。

上のようにデイリーは、あくまでも RJ は刑事司法の補完的な手段であることを強調している。性暴力被害者の正義の実現を目指し、「刑事司法の網からこぼれ落ちる性暴力事例」を拾い上げるために、RJ を推進するのである。

しかしながらセラピストのカズンズは、「刑事司法のほうが RJ より被害者の正義を実現する」として反論している。カズンズは、デイリーのような RJ 推進者は刑事司法改革を「戯画化」しているという⁴²。近年になり、刑事司法は証人保護 (vulnerable witness protection) を中心として改革を進めてきた。被害者のニーズに即して出来る限り負担を減じるような制度が作られたのである。これはカズンズのような

⁴⁰ Ibid., pp.560-561.

⁴¹ Ibid., pp.560-561.

⁴² Cossins(2008), p.362.

なセラピストも含めた、被害者支援の取り組みの成果である。カズンズは刑事司法制度であれば、顔を合わせないことも可能であり、再被害の可能性がないままに、紛争解決のプロセスを終えることができると指摘する⁴³。したがって、RJのように被害者を加害者に対面させる危険をおかす必要はないというのだ。性暴力被害者の多くはトラウマも深く、加害者を恐れていることもよくある。再被害の危険もある。それに見合うだけの満足は RJ では得られないというのがカズンズの主張だ。カズンズは「性暴力被害者の感情的な反応とその満足度について、〈RJ〉と〈証人保護を使った裁判〉の後を比較した研究はない⁴⁴」と指摘する。そしてデイリーの調査を参照し、71%の被害者がカンファレンスに参加しても何年も回復していないことを問題化している。すなわち「心理」の立場から RJ が成功したとは言えないというのだ。

カズンズは上のように被害者の「心理」に焦点を当てて、「RJ は性暴力被害者を満足させないし、苦痛も和らげられない」と主張する。第一章で述べたように、一般的な犯罪では「RJ は被害者の満足度が高く、苦痛を減じる」ことをストラングの研究などが実証している。しかしカズンズは、性暴力事例はそれに当てはまらないと考えている。カズンズの考える性暴力の特殊性は、デイリーの考える特殊性と異なっている。デイリーは「刑事司法では有罪判決にできないこと」が性暴力の特殊性だと考えたが、カズンズは「RJ では被害者の心理状態を改善できないこと」が性暴力の特殊性だと考えた。その違いは、デイリーが被害者の「正義」に重心を置き、カズンズは被害者の「心理」に重心を置いていることによって生まれる。

この相違点による議論の齟齬は、デイリーのカズンズへの反論に顕著に示されている。デイリーも性暴力事例に適用された被害者の満足度調査がないことは認める⁴⁵。その上でどんな紛争解決法も苦痛をもたらすことも減じることもあるとしている。さらにデイリーは、カズンズが刑事司法制度で被害者が苦痛を味わわされてきたことを見落としていると反論する⁴⁶。

カズンズにとっては、「心理状態の改善」が性暴力被害者の正義の実現にとっての重要な尺度である。他方、デイリーは RJ を用いて「正義」を実現することが重要

⁴³ Ibid., p.368.

⁴⁴ Ibid., p.362.

⁴⁵ Daly(2008), pp.557-558.

⁴⁶ Ibid., p.558.

であると考えている。従ってデイリーは「苦痛を（増幅すること）も（和らげること）も（ほとんどないこと）もある⁴⁷⁾」としてケースバイケースだと片付けてしまい、議論の争点から外している。これは「心理状態」を RJ の評価の尺度から外しているということだ。デイリーは「正義」に重心を置いているので、「心理」に重心を置いた議論では、誠実に応答しようにも争点を共有することができないのだ。そのため、デイリーとカズンズの議論は平行線をたどることとなる。ゆえに、「正義」に重心を置く RJ 推進者と「心理」に重心を置くセラピストは対立してしまうのである。

第一章で述べたように、一般の犯罪事例の場合は「正義」から「心理」へと議論の軸を移したことで、「被害者の正義を実現するには RJ が必要だ」という帰結を導くことができた。「RJ は理想論ではなく、現実的に被害者の正義のニーズを満たす」と主張できるためである。心理調査は曖昧な人間の心を数値でとらえ、明確に比較分析することを可能にする。実証研究は主張に強いインパクトを与えるのである。しかしながら、セラピストが支援に多く関わる性暴力事例の場合は、もともと「心理」に重心を置きやすい。そのため、デイリーのような「正義」に重心を置こうとする RJ 推進者とは議論が噛み合わないという状況が生まれてしまうのである。

第三章 「心理」から「正義」へ ―新しい正義論の展開―

第二章で明らかになった通り、性暴力事例の場合には「性暴力被害者の正義を実現するには RJ が必要である」という帰結を導くためには、「心理」に議論の重心を置かないほうが良い。カズンズとの論争の五年後、デイリーは“Reconceptualizing Sexual Victimization and Justice”を発表した。この論文でデイリーは、RJ の議論の重心を「心理」から「正義」に戻すことを明言している。デイリーは次のように言う。

(前略) ...私たちは<正義を実現する活動>(justice activity⁴⁸⁾)における被害者の正義のニーズ（または利益）と、心理状態を変えるための活動（たとえば被害者の怒りや恐怖が減じたり、自己尊重感が増したりすること）の影響を分けるべきだと思う。この2

⁴⁷⁾ Ibid., p.558.

⁴⁸⁾ ‘justice activity’ は直訳すると「正義活動」であるが、内実を示唆するために「正義を実現する活動」と訳している。

つの論理の区別は重要だ（von Sölkem, 2011, pp.209-211）。…（中略）…私は正義のメカニズムについての心理的インパクトの研究を歓迎する。しかしながら、被害者の視点から<何が最適な正義の要素であるのか>を考察することを優先したい⁴⁹。

上のようにデイリーは、「正義」と「心理」の線引きを明確にすることを宣言している。第二章で述べたようにデイリーとカズンズの議論は噛み合っていなかった。その理由はカズンズが「心理」の尺度で RJ を批判しているのに対して、デイリーが「正義」の観点から応答しようとしたからだ。このずれに対してデイリーは「私たちの重要な議論が噛み合わなかったのは共通の基盤、共通の尺度がなかったからだ⁵⁰」とまとめている。

そこでデイリーは共通の基盤や尺度の作成に着手するのだが、「心理」の尺度は廃することを明言している。被害者の「心理」に焦点を当てた満足度調査については「単純すぎて曖昧で解釈が広がりすぎる⁵¹」と批判している。さらに、第一章で述べたように RJ 研究者が「心理」に議論の重心を移してきたことについては、「被害者の回復を助けるための<正義を実現する活動>について、心理的効用だけを中心においている⁵²」と批判した。デイリーは「正義を実現する活動」は心理状態を変えるために行うわけではないと考える。そのため「心理」とは異なる尺度で評価する必要がある。すなわち、「正義のニーズ」を用いた尺度による評価である。

デイリーは、「正義のニーズ」が「私自身の権利という法や正義の正統性に由来している⁵³」という。第一章で述べたようにゼアも被害者の「正義のニーズ」を重視していると主張していた。その後、RJ 研究は実証を行うために「心理」に重心を移していった。他方、デイリーは「心理」とは異なる尺度を作成している。注意すべきことは、デイリーはあくまでも実証分析を重視していることだ。初期の RJ の思想のような観念的な正義論に戻る訳ではない。実証に基づく正義論を構想している。だからこそ、「心理」ではなく、「正義」に重心を置く尺度を開発しているのである。

⁴⁹ Daly, pp.387-388.

⁵⁰ Ibid., p.389.

⁵¹ Ibid., p.387.

⁵² Ibid., p.387.

⁵³ Ibid., pp.387-388.太字は原文ではイタリック。以下、同様。

新たな尺度では「参加」「声」「妥当性の確認」「証明」「加害者の責任」という5つの要素が用いられる。「参加」とは被害者が犯罪に対して十分な情報を得て処遇に参加する選択肢が与えられることである。「声」とは被害者が周囲の人々の前で真実を語ったり身体表現をしたりして、公的な承認が得られることである。「妥当性の確認」とは何が起きたのかが明らかにされ、被害者の責任ではなく加害者や周囲の責任であることが認められることである。「証明」は二種類があり、法的証明と被害者証明である。前者は加害者が法的・道徳的に間違ったことをしたことが明らかにされる。後者はそれが被害者に害を与えたことを示される。そして周囲の間は証明を認め、加害者は罰を受けたり補償をしたりする。「加害者の責任」とは自分の責任を果たして心からの後悔と反省を表し、法的な証明や被害者からの非難を受け止めることだ⁵⁴。デイリーはこの5つの尺度は、まだ実証されていない構成概念であることに留意している。それぞれの要素の定義が変更されるかもしれないことも、論文中で述べている⁵⁵。

デイリーが自認するように、まだこの尺度は完成されていない。しかしながら、デイリーの新しいプロジェクトは、正義のニーズを用いた尺度による分析を開始している。すなわち、「心理」ではなく「正義」に重心を置いた実証研究が、すでに始まっているのである。性暴力事例において、「性暴力被害者の正義を実現するにはRJが必要だ」と主張するためには、一般の犯罪事例とは異なる論理が必要である。そのために、デイリーは正義についての議論を新たに展開することとなる。

すなわち、デイリーは新たな2つの正義の概念を提示する。慣例的正義(conventional justice)と「変革的正義(innovative justice)」である。

デイリーによれば「慣例的正義」とは以下である。

慣例的[正義による性暴力被害者への]対応は、法的文脈において集められた証拠を示し、裁判を行い、被害者を支援することである。刑事司法に即して行われることになる。それらは刑事司法の一部であるか協同して行われるだろう。ほとんどは公式な適法性に依拠し、起訴、裁判、判決に焦点を当てる。ほかの慣例的対応は VIS(victim impact statements⁵⁶)、専門家法廷、市民法廷、私訴制度⁵⁷、国家の補償金⁵⁸、被害者代弁、被害

⁵⁴ Ibid., p.388.

⁵⁵ Ibid., p.389.

⁵⁶ 法廷で被害者が陳述する制度。日本では被害者参加制度として導入された。

者弁護人である⁵⁹。

他方、「変革的正義」とは以下である。

変革的〔正義による性暴力被害者への〕対応は、刑事司法と協同で行われたり統合されたりすることあれば、行政措置や市民社会の運営であることもある。それらはメディアーションミーティング⁶⁰や被害者と加害者のカンファレンス、非公式な正義のメカニズム、真実告白や真実探求、物質的な補償（補償金やほかの形での助成金）、象徴的な補償（謝罪や記念日、記念碑）、人民裁判、ドキュメンタリー作品や路上劇、ほかのタイプの芸術や市民活動を含む⁶¹。

デイリーは、「正義のメカニズムは慣例的[正義]から変革的[正義]の連続体のうえにあ⁶²」り両カテゴリーは「相互排他的ではなく、雑種混交な形式でつなぎ合わせることができる⁶³」としている。また、RJについては「変革的[正義の性暴力被害者への]対応は幅広く RJ もその一タイプ⁶⁴」だとしている。すなわちデイリーによれば、慣例的正義から変革的正義まで活動が幅広くあり、その一端が刑事司法であり逆側の一端が RJ だということだ。デイリーは以下のように述べている。

RJ の代弁者は応報的司法と修復的司法を比べるときに、よく慣例的な刑事司法は「悪い」または「処罰的な」正義であると見くびることがある。しかし、それは不可能だ。むしろ理論的・実証的課題は、慣例的正義と変革的正義が被害者のニーズや利益を満たす程度を判断することである⁶⁵。

⁵⁷ 被害者が加害者に賠償金を請求する制度。付帯私訴として日本でも導入された。

⁵⁸ 日本では犯罪被害者給付金制度が樹立された

⁵⁹ Ibid., p.382.

⁶⁰ 当事者が集まってミーティングを開くという紛争解決方法。「調停」などと訳されることもある。

⁶¹ Ibid., p.382.

⁶² Ibid., p.382.

⁶³ Ibid., p.382.

⁶⁴ Ibid., p.382.

⁶⁵ Ibid., p.383.

第二章でも述べたが、デイリーは RJ を「刑事司法を補完する手段」とみなしている。その理由は性暴力事例の特殊性にあった。「加害者の否認」と「証拠がない」という困難の中で、「性暴力被害者にとっての正義を実現するには RJ が必要だ」という考えであった。5年後のこの論文でデイリーは、さらに考えを進めて RJ に限らずより広い「正義を実現する活動」のカテゴリーを作成している。性暴力については、刑事司法改革を押し進めても網からこぼれ落ちる被害者はとても掬い上げられない。慣例的正義に分類されるような、中核的な刑事司法ではカバーしきれないのだ。そのため、変革的正義を実施し市民社会の活動として網を広げることで、少しでも多くの性暴力事例を拾い上げようとする。こうしたデイリーの慣例的正義と変革的正義の概念の議論においては、もはや RJ と刑事司法は対立しない。両者は「正義を実現する活動」のそれぞれ別の部分を担っているのである。

以上のように、デイリーは新たに「どの活動が性暴力被害者の正義をより実現しているのか」という問いを立てる。そして、正義の尺度による実証研究が進めば、「心理」ではなく「正義」の観点から「性暴力被害者の正義を実現するには RJ が必要だ」という帰結が導かれるかもしれない。デイリーの研究は、性暴力事例という特殊なフィールドで RJ がどう機能するのかを明らかにする端緒となるだろう。

第四章 残された「スピリチュアリティ」という課題

デイリーの正義論は、「性暴力被害者の正義を実現するには RJ が必要か」という研究の発展に大きく寄与するだろう。デイリーは性暴力という特殊なフィールドにおいて、正義を実現する活動を慣例的正義と変革的正義に二分する。前者は国家による司法制度を中心に展開し、後者は市民社会による活動を中心に展開する。これは第二次世界大戦後の西洋社会で広く論じられてきた公共の問題に接続されるだろう。そもそも RJ の思想も、「私やあなたの問題」であるはずの犯罪行為が、「国家」という枠組みで処理されることへの批判から始まっている。1970年代に活発になってきた RJ の思想では、近代社会批判の潮流と相まって、国家や既存の制度の解体や廃棄が謳われていた。初期のゼアの文献では RJ と刑事司法制度は対立的に論じられている⁶⁶。またクリスティは、第三世界の開発について、「資本主義という一つ

⁶⁶ Zehr(1990), pp.63-82. (翻訳、69-89頁。)

の価値で世界を支配しようとする帝国主義だ」として批判している⁶⁷。さらにマオリをはじめとして、カナダ先住民、アメリカ先住民、ハワイ先住民など先住民が脚光を浴びたのも民族マイノリティの権利運動が盛んであった時代を反映しているとも言える。こうしたグループは植民地主義への補償の問題も同時に抱えていた。当時は「RJ の実践の推進」と「より広い文脈での政治的主張」を重ね合わせることも可能だったと言える。すなわち、反体制運動の一環の中で RJ 実践が推進されてきた側面があるということだ。

しかしながら、時代が下るにつれて、素朴な二項対立やオリエンタリズムに対する批判もあり、RJ の思想はより穏当なものに変質していった。ゼアは、後に発行した文献では RJ と刑事司法とを対立させる考え方を取り下げ、スペクトラムという形に変更して修正している⁶⁸。RJ の議論においても、一方が他方を批判するのではなく、共存可能なモデルが必要とされるようになった。すなわち、「文化の多様性を持つ市民が、自らの文脈を活かして正義を実現する活動に取り組む」という多文化主義的な色合いが強くなるのである。たとえば、RJ 実践者のための有名な教科書である *The Handbook of Victim Offender Mediation* にも多文化主義について学ぶための一章が設けられている⁶⁹。アンブライトはこの章で、米国白人に支配的な「個人の救済を重んじるキリスト教的価値観」を普遍化できないことに注意を促している。以下のように、アンブライトは RJ において多文化主義が重視されることを述べている。

私たちは、持つべき正しい一つの世界観を示すわけではない。私たちは、異なる世界観が衝突したり（それは文字通り戦争への道である）、犯罪によって引き起こされた悪い状況を修復するという試みを妨げたりすることを、避けたいということである⁷⁰。

RJ は独自の民族文化や宗教を無視することはない。しかしながら、多文化主義はあくまでも参加する個人を抑圧しないように配慮するものだ。それを基盤にして文化や宗教の押し付けを避けることを最優先する。こうした「寛容な市民社会」を基

⁶⁷ Christie(2004), pp.16-17. (翻訳 45 頁。)

⁶⁸ Zehr(2002), p.58. (翻訳、78 頁。)

⁶⁹ Umbreit(2001), pp.65-84. (翻訳、84-102 頁。)

⁷⁰ Ibid., p.70. (翻訳、89 頁。小松原が一部の訳を改変した。)

盤にする思想がデイリーの正義論の下敷きにもなっている。

性暴力事例では、長らくセラピストと RJ 推進者はもとより、フェミニスト、司法関係者、医療関係者、福祉関係者など多くの分野の人々が鋭く対立してきた。とりわけデイリーの地盤である米国や豪州では論争が激しい。だからこそ、対立してお互いを潰し合うのではなく、共存可能な正義の活動のモデルが必要とされると考えられる。正義の尺度に用いられる「参加」「声」「妥当性の確認」「証明」「加害者の責任」とは、「国家」または「市民社会」で被害者と加害者の経験と語りが承認され、適正な処遇を受けるための権利が満たされていることを示していると言える。すなわち、デイリーの議論は「平等」や「権利」を重んじる西洋社会の要請を受けて構築された、性暴力被害者のための正義論だと言える。

他方、デイリーは正義論を、国際的な性暴力の問題解決も視野に入れて構築したと述べている。デイリーは次のように言う。

新しい正義について考察することは、平和な先進国の（個人間やまったくの他人を傷つけるような）暴力という文脈に限定できない。増大する紛争後の社会での性暴力と正義への関心を持ちながら、〈国内の文脈の理論と研究〉を〈国際的また発展途上国の文脈〉に向けて情報発信することは重要であるし、逆もまた然りだ⁷¹。

上のように、デイリーは西洋社会に範囲を絞らず、発展途上国も含めたより広い文脈を射程に入れている。だが、デイリーの正義論は多文化主義や市民社会の成立を念頭に置いている。慣例的正義と変革的正義のように、雑種混交的で相互補完的であったとしても、国家の領域と市民社会の領域を分け、それぞれの領域で公正に扱われることが重要だと考えるのである。

しかしながら、非西洋社会から実際に出てくる議論はそれとは異なる色彩を持つ。性暴力事例においても、RJ の議論では常に西洋社会の相対化が試みられる。例えば、2014 年にベルギーのルーヴェン大学で行われた国際学会 Exploring the Potential of Restorative Justice for Sexual Violence ではその問題が可視化されていた。ハジャ・アザーリはイランの法制度を検討する報告を行った。イランはイスラム国家であり、宗教に基づく法体系シャリーアを国家の法制度に組み込んでいる。アザーリは、性

⁷¹ Daly(2014), p.381.

暴力事例において、シャリーアを RJ の視点から解釈することを試みている⁷²。こうした試行は政教分離を前提とした西洋社会とは異なっている。またユーフォマ・ラミカンラは、ナイジェリアの紛争下における性暴力事例について報告を行った⁷³。ラミカンラは学会の最後の全体討議でデイリーも含む欧米の研究者たちに向かって、「西洋社会で RJ について論じるときには、スピリチュアルな問題が排除されている。しかし、ナイジェリアでは RJ と宗教は切り離せない」と指摘した⁷⁴。こうした政教分離がなされていない国家や、日常生活と宗教性が切り離せない社会において実践される RJ では、市民が被害者の声を聞き社会に反映する過程で、スピリチュアリティの問題が深く関わるだろう。以上のような、非西洋社会の文化的文脈に着目した指摘はアザリやラミカンラのような大学院生から行われた。性暴力事例における RJ の実践の研究が進み、国際学会が行われるに至った結果として、より新しい世代がより広い視野で性暴力と RJ についての議論を展開していると言える。すなわち、「性暴力被害者の正義を実現するのに RJ は必要か」という議論を、スピリチュアリティの観点から論じる可能性が拓かれたのである。この場合、デイリーの「国家または市民社会における承認」を重視する正義の尺度は適用可能だろうか。また「寛容な市民社会」の枠組みで論じられる問題だろうか。

他方、RJ もまた、初期の思想においてはスピリチュアリティを重視してきた。ハワード・ゼアはメノナイト派であることを公言しており、*Changing Lenses* では一章を割いて聖書と RJ の思想についても論じている⁷⁵。出発点においては RJ の思想にはスピリチュアリティについての議論が豊富であった。それにも関わらず、西洋社会における RJ の議論が、スピリチュアリティの問題を排除してきたのは、文化の多様性を重んじるためである。なぜなら、西洋社会ではキリスト教が圧倒的にドミナントな言説であり、それについて論じることで他宗教を抑圧する可能性が高いからだ。非キリスト教者を尊重するために、非宗教性を高めスピリチュアリティを二次的な問題にする傾向が強まったと考えられる。他方、非西洋社会において RJ の議論が広まって以降は、その土地や文化的文脈に着目して宗教性やスピリチュアリティを論じなければならない。そのため、新しい世代の RJ 研究者の中にはスピリ

⁷² Azari(2014).

⁷³ Lamikanra(2014).

⁷⁴ Daly, Koss, Geske, Ward, Mercer, Adrianssens(2014).

⁷⁵ Zehr(1990), pp.126-157. (翻訳、129-160 頁。)

チュアリティを中心に置いた議論を再び開始する者が出てきたのである。性暴力事例におけるデイリーの論じる「国家」と「市民社会」の協働による性暴力被害者の正義の実現という構図は、一つの達成点ではある。しかしながら、これからもう一度、宗教性・スピリチュアリティに焦点を当てた正義論が展開されるはずである。それはイスラム文化圏やアフリカ文化圏、そしてアジア文化圏など、非西洋社会からの発信を軸にして拓かれる正義論である。この新たな正義論において「性暴力被害者の正義を実現するのに RJ は必要か」が再び問い直されることになるだろう。

おわりに

RJ の議論は「正義」の問題の極から出発し、「心理」の極へと移動した後、もう一度「正義」の極へと帰ってきた。他方、RJ の議論は「宗スピリチュアリティ」の極から出発し、「多文化主義」の極へと移動した後、もう一度「スピリチュアリティ」の極へ帰ってくる。性暴力事例における RJ 実践では、この二重の往復運動が起きていると言える。そして、「正義」と「スピリチュアリティ」の問題がこの往復運動の中でどう絡み合い、影響を与え合っているのかを明らかにする必要がある。性暴力事例における RJ の探求の研究は始まったばかりである。性暴力の特殊性を念頭に置いて、宗教性やスピリチュアリティの観点から「性暴力被害者の正義を実現するには RJ が必要か」を問うための具体的な方法論が必要となるだろう。この点を今後の課題として、本論文の筆を置きたい。

【英語文献】

Cossins, Anny, “Restorative Justice and Child Offence: The Theory and the Practice”, *The British Journal of Criminology*, vol. 48, 2008, pp.359-378.

Christie, Nils “Conflict as Property”, *The British Journal of Criminology*, 1977, pp.1-15.

Christie, Nils, *A Suitable Amount of Crime*, Psychology Press, 2004. (平松毅・寺澤比奈子訳、『人が人を裁くとき』有信堂、2006年。)

Daly, Kathleen, “Restorative Justice and Sexual Assaults: An Archival Study of Court Conference Cases”, *The British Journal of Criminology*, vol.46, 2006, pp.334-356.

Daly, Kathleen, “Setting the Record Straight and a Call for Radical Change: A Reply to Annie Cossins on ‘Restorative Justice and Child Sex Offence’”, *The British Journal of*

Criminology, vol.48, 2008, pp.557-566.

Daly, Kathleen, “Reconceptualizing Sexual Victimization and Justice”, in *Justice for Victims: Perspective on Rights, Transition and Reconciliation*, edited by Vanfraechem, Inge, Pemberton, Antony, and Ndahinda, Felix Mukwiza, Routledge, 2014, pp.378-395.

Elias, Robert, *The Politics of Victimization: Victims, Victimology, and Human Rights*, Oxford University Press, 1986.

Herman, Judith Lewis, “Justice from the Victim’s Perspective”, *Violence Against Women*, vol.11. No.5, 2005, pp.571-600.

Strang, Heather, *Repair or Revenge: Victim and Restorative Justice*, Clarendon Press, 2002.

Umbreit, Mark S. *The Handbook of Victim Offender Mediation*, Jossey-Bass, 2001. (藤岡淳子監訳『被害者-加害者調停ハンドブック——修復的司法実践のために——』、誠信書房、2007年。)

Zehr, Howard, *Changing Lenses: A New Focus for Crime and Justice*, Herald Press, 1990. (西村春夫・細井洋子・高橋則夫監訳『修復的司法とは何か——応報から関係修復へ——』、新泉社、2003年。)

Howard Zehr, *The Little Book of Restorative Justice*, Good Books, 2002. (森田ゆり訳『責任と癒し』、築地書館、2008年。)

【日本語文献】

全国犯罪被害者の会 NAVS (あすの会) 『2000年改正少年法5年後見直しの意見書』
<http://www.navs.jp/report/1/opinion2/opinion2-10.html#4>、2014年12月10日確認
岡野八代 『フェミニズムの政治学——ケアの倫理をグローバル社会へ——』 みすず書房、2012年。

片山徒有 「犯罪被害者と修復的司法」 細井洋子・西村春夫・檜村志郎・辰野文理編
『修復的司法の総合的研究』 風間書房、2006年、93-106頁。

鴨志田まゆみ 「修復的司法の被害者支援の可能性」 『東洋大学大学院紀要』 48(社会学・福祉社会)、2011年、1-18頁。

小西聖子 「修復的司法と被害者支援——犯罪被害者にかかわる精神科医の立場から——」 『法律時報』、78号12巻、2006年、60-66頁。

小松原織香 「被害者支援としての修復的司法の可能性——ジェンダー暴力被害者を射程に入れて——」 『大阪府立大学女性学研究センター論集』第20号、2013年、

114-139 頁。

鈴木健太「犯罪被害者支援についての一考察——修復的司法の可能性——」『名城大学大学院法学研究科 研究年報』第36集、2008年、85-92頁。

長井進「修復的司法に関する一考察——被害者支援の立場から——」『犯罪と非行』No.136、2003年、78-101頁。

平山真里「性犯罪と修復的司法」細井洋子・西村春夫・高橋則夫編『修復的司法の今日・明日』成文堂、2010年。

マオリ評議会「修復的司法＝マオリの見地」前野育三・高橋貞彦監訳『修復的司法——現代的課題と実践——』、関西学院大学出版会、2001年、39-56頁。

森田茂敬「修復的司法が犯罪被害者等に受け入れられるための視点——修復的司法導入についての予備的考察——」『東海法学』第41号、2009年、143-179頁。

山口由美子「犯罪被害者から見た修復的司法——加害少年に対して思うこと——」『自由と正義』2010年9月号、31-34頁。

【学会報告】

Kathleen Daly, Mary Koss, Janie Geske, Tony Ward, Vince Mercer, Peter Adrienssens, “Lessons Learned and Way Forward”, Exploring the Potential of Restorative Justice for Sexual Violence, 12-14 November 2014, Leuven, Belgium.

Hajar Azari, “Rape and Possible Applications of Restorative Justice in Iranian Legal System”, Exploring the Potential of Restorative Justice for Sexual Violence, 12-14 November 2014, Leuven, Belgium.

Ufouma Lamikanra, “We Did Not Ask to be Born: Secondary Victims of War Crimes of Sexual Violence and Restorative Justice”, Exploring the Potential of Restorative Justice for Sexual Violence, 12-14 November 2014, Leuven, Belgium.

Do We Need Restorative Justice to Realize Justice for Victims of Sexual Violence? : Analysis of Recent Discussions in English

Orika Komatsubara

This research aims to reveal what constitutes justice for victims of sexual violence (SV) from a philosophical standpoint. SV victim advocates have claimed that reforming criminal justice systems and strictly punishing offenders are essential to realize justice. I instead advocate constructing a framework for the meaning of 'justice' with the needs of SV victims at its center, according to the concepts of restorative justice (RJ).

RJ for SV has recently been spreading widely in European countries. Researchers are exploring possibilities of RJ for SV and focusing on real data of RJ practices. The results of experimental studies reveal that the psychological needs of SV victims are satisfied by RJ practices. On the other hand, RJ includes philosophical aspects as well, as evidenced by RJ researchers discussing the problems of modern criminal justice systems at the conceptual level. Therefore, it is important to ask from a philosophical standpoint what constitutes justice for SV victims.

Kathleen Daly has discussed gender and justice in the context of RJ. I take up and focus on psychotherapy and RJ. In the light of her work, I reconsider justice for SV victims from the perspectives of gender and therapy.